

富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との 調和に関する条例 届出及び同意について

富士宮市内において、一定規模を超える再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は、条例に基づき、市長への届出と同意が必要となります。

【対象設備】

- ・ 太陽電池モジュールの総面積が 1,000 m²を超える太陽光発電設備
- ・ 高さが 10mを超える風力発電設備

1 届出について

【富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例】

第9条 事業者は、市内において事業を施行しようとするときは、当該事業に着手しようとする日の60日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。第13条第1項において同じ。）
- (2) 事業の着手予定日及び完了予定日
- (3) 事業区域の所在地及び面積
- (4) 事業の内容
- (5) 前各号に定めるもののほか規則で定める事項

事業に着手しようとする日の60日前までに、下記の書類により届出が必要となります。

<提出書類>

- ① 再生可能エネルギー発電事業届出書（第1号様式）
- ② 事業計画書（第2号様式）
- ③ 事業区域等状況調書（第3号様式）
- ④ 自治会説明会報告書（第4号様式）
- ⑤ 近隣関係者説明報告書（第5号様式）
- ⑥ 下表に定める図書

図書の種類	備 考
1 位置図及び案内図	
2 再生可能エネルギー発電設備の施工図	太陽光の場合は、太陽電池モジュールの配置を図示したもの。
3 地籍図（字図）	地籍図（字図）は、説明に係る範囲、地番及び所有者を記入すること。
4 事業区域内の土地の登記事項証明書	
5 他法令による許認可等を受けている場合はその写し	
6 その他市長が必要と認める図書	

2 同意について

【富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例】
第9条

3 事業者は、市内において事業を施行しようとするとき、又は市内において施行している事業を変更しようとするときは、市長の同意を得なければならない。

【富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則】

第4条 条例第9条第3項の規定により同意を得ようとする事業者は、条例第9条第1項に規定する期限までに、再生可能エネルギー発電事業同意（変更）申請書兼確約書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

事業に着手しようとする日の60日前までに、下記の書類により同意申請が必要となります。

抑制区域内での事業は、原則同意しないものとします。（ただし、太陽電池モジュールの総面積が12,000平方メートル以下で、規則で定める区域にあつてはこの限りではありません。）

<提出書類>

- ・再生可能エネルギー発電事業同意（変更）申請書兼確約書（第7号様式）

*同意申請後、市長は、他の法律の許認可等や土地利用指導の状況を勘案し、同意の可否を決定し、下記の書類により通知します。

- ・同意したとき・・・再生可能エネルギー発電事業同意通知書（第8号様式）
- ・同意しないとき・・・再生可能エネルギー発電事業不同意通知書（第9号様式）